## 入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託

	ページ数
1	入札公告1~3
2	入札説明書4~8
3	入札説明書様式9~18
4	仕様書19~25
5	契約書案26~38

- ※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ず ご提出ください。
- ※2 各様式の元データ (エクセル・ワード) の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡 ください。

#### 担当者

 $\mp 730 - 8538$ 

広島県広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎 2 号館 5 階 広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 久保田 三善

電話番号:082-221-9241

MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月25日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

#### 1 競争入札に付する事項

(1)調達件名

令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託

(2) 調達数量

入札説明書による。

(3) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間又は履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(5) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所。

(6) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

#### 2 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人 又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由が ある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国 民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、入札書提出期限の直近2年間 の保険料の滞納がないこと。
- (7)入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令(※)に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る)を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

- ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- 3 競争執行の場所及び日時等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階 広島労働局総務部総務課会計第二係 電話082-221-9241 広島労働局ホームページ http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/
  - → 「調達・売払情報」 → 「入札情報」 → 「役務の提供等」

電子調達システムのURL https://www.geps.go.jp/

(2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記3(1)に同じ。

(3) 入札説明書交付期間

令和6年12月25日(水)から令和7年1月27日(月)まで

- (4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所 受領期限 令和7年1月31日(金)12時00分 提出場所 3(1)に同じ。
- (5)入札書の受領期限及び提出場所受領期限 令和7年2月3日(月)13時50分提出場所 3(1)に同じ。
- (6) 開札の日時及び場所

日時 令和7年2月3日(月)14時00分 場所 広島労働局総務部総務課内

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、広島労働局の交付する仕様書を受け、使用内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれが あると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者としない場合がある。

#### (7) 契約締結について

契約締結日までに政府予算案(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は 予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等に変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

- (8) 手続における交渉の有無無。
- (9) その他 詳細は入札説明書による。

## 入 札 説 明 書

「令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託」の入札については、この入札 説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

- 2 競争入札に付する事項
- (1) 調達件名

令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託

(2) 数量·規格等

仕様書による。

(3) 履行期間又は履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

ア 入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を提出すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

#### 4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国 民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、入札書提出期限の直近2年間 の保険料の滞納がないこと。
- (7)入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令(※)に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る)を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

#### 5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。 書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
  - アー提出期限

令和7年1月27日(月)17時00分

イ 提出先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号:082-221-9241

メールアドレス: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。
- 6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

- (1) 競争参加資格確認関係書類(入札参加届等)の提出期限 令和7年1月31日(金)12時00分
- (2) 提出書類

ア電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

- (ア)入札参加届(兼自己申告書)(入札様式1)
- (イ) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿(入札様式2)
- イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。 電子入札案件の紙入札方式での参加について(入札様式3)

- (3) 提出方法及び提出場所
  - ア 電子調達システムによる場合

上記(2)に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL https://www.geps.go.jp/

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)により、上記5(1)イの場所に提出すること。

- 7 入札書の提出について
- (1) 提出期限

令和7年2月3日(月)13時50分

(2) 提出書類

ア 入札書 (紙入札方式による場合、入札様式4)

イ 入札内訳書(任意様式)

ウ 委任状(入札様式5)(紙入札で代理人により入札する場合のみ)

(3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

- 8 落札者の決定方法
- (1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令 第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有 効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 9 開札の日時及び場所
- (1) 開札日時

令和7年2月3日(月)14時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

- 10 その他
  - (1)入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

- イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。
- (ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札
- (イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書
- (ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- (エ) 本注意事項の各号に反する入札
- (オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合
- (カ)上記6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書
- ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電 子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- エ 開札の結果、入札価格の100分の10に相当する額(消費税に相当する額)を加算した 金額が予定価格以下とならないときは、直ちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておく こととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

- ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約 金を徴取する場合があり得ること。
- ウ 「契約書(案)」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。
- (5) 入札参加者は、入札書の提出 (GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む。)をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (6) 契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算案(暫定予算含む)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。
- 11 入札等に関する問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階 広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号:082-221-9241 メールアドレス:hir-kaikei2@mhlw.go.jp

#### ◎ 様式等

- ・入札様式1 入札参加届 (兼自己申告書)
- ・入札様式2 暴力団等に該当しない旨の誓約書

- ・入札様式3 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- •入札様式4 入札書(紙入札方式用)
- ・入札様式5 委任に関する届出書(紙入札方式用)

## 入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠 にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、<u>仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各</u>種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### <宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎 2 号館 5 階 広島労働局総務部総務課 会計第 2 係 久保田

MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称

令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業 務委託

受領日 (ダウンロード日)		令和	年	月	Ħ
事業所	名称				
所	所在地				
担	氏 名				
当	電話番号				
者	メールアドレス				
参加入札方式 (予定)		□電子調達システム □紙入札		(いずれか	にチェック)

## 入札参加届(兼自己申告書)【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

 届出人
 住
 所

 名
 称

 Atage Rath
 Atage Rath

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。 なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であって も一切異議は申し立てません。

#### 【届出事項】

- 1 入札件名 令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)

【 役務の提供等 】 の等級 ( ) 等級

- (2)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ
- (3) 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。

はい・ いいえ

(4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。

- はい・ いいえ
- (5) 社会保険等に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。

はい・ いいえ

(6)入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政 処分を受け、又は行政指導を受けていない。

また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。

はい・ いいえ

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者 又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善 に取り組んでいる。 はい ・ いいえ

#### 【添付書類】

- ①資格審査結果通知書(厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格)の写し
- ②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿(入札様式2)

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議 は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名

代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる(別添)資料を添付すること。

法人(個人)名:
----------

役職名	フリガナ 氏名	生年月日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所 名 称 入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託

2 電子調達システムでの参加ができない理由

## 紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない 場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出不要

# 入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

 入札者
 住
 所

 名
 称

 入札者名

 (代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託

## 入札金額¥

但し、消費税は除く。

- ※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格(全省庁統一資格)の、「役務の提供等」の 資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 履行場所ごとの金額の内訳を記載した入札内訳書を添付すること。 様式は任意とするが、商号又は名称及び住所を記載すること。
- ※ 任意の番号を記載すること なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ		
番号		
(3桁)		

## 委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 定め、下記のとおり委任します。 』を代理人と

記

- 1 委任事項
  - (1) 入札書の記入に関する事項
  - (2) 入札書の提出に関する事項
  - (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項
- 2 委任案件

「令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託」の入札事案について委任する。

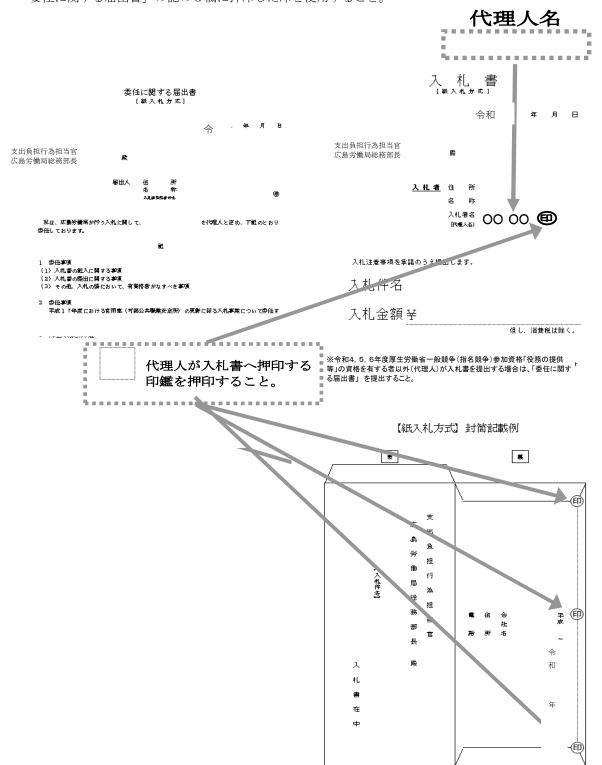
3 代理人の使用印鑑(入札書の押印を省略する場合は不要)

## 注意事項

- 1 紙入札方式で代理人により入札する場合
  - 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格(全省庁統一資格)の、「役務の提供等」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 2 紙入札方式の入札書等の押印省略について

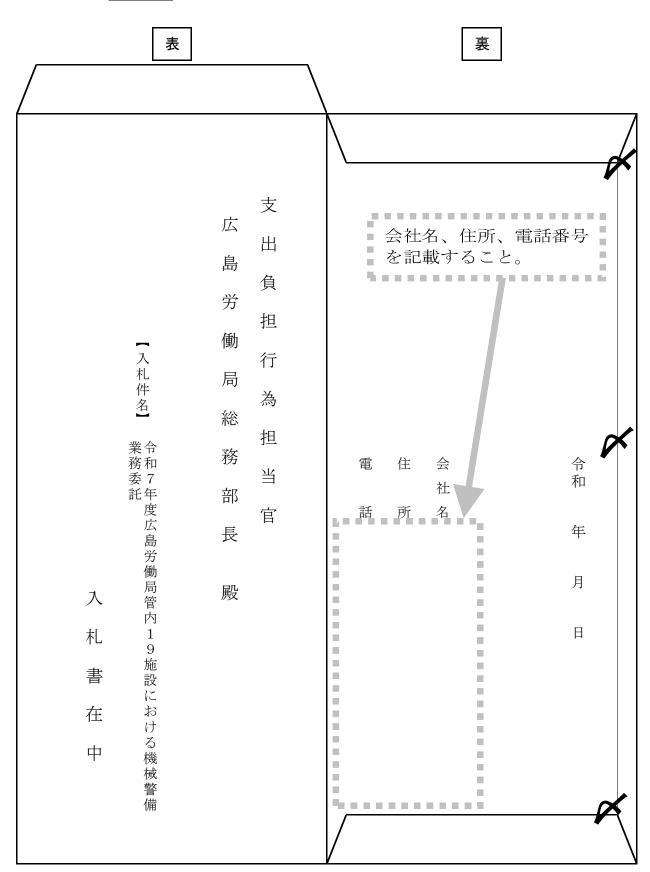
押印省略可であること。

ただし、入札書等に押印する場合は、以下の欄に押印することとし、代理人により入札する場合は、「委任に関する届出書」の記の3欄に押印した印を使用すること。



## 封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「〆」を記入してください。 入札書の押印を<u>省略しない</u>場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。



### 仕 様 書

#### 1 契約件名

令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託

#### 2 目的

広島労働局管内の労働基準監督署及び公共職業安定所庁舎について、閉庁時間帯における不法侵入 及び盗難防止等のセキュリティ対策を講じるための機械警備業務システムを構築することを目的とす る。

#### 3 警備対象施設

広島労働局管内19か所の各労働基準監督署、各公共職業安定所及び同出張所 詳細は、仕様書別紙1「警備対象施設一覧」のとおり。

#### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 5 警備方法

機械警備システムとする。

機械警備実施場所は、仕様書別紙1「警備対象施設一覧」のとおり。

なお、同システムの不具合等やむを得ない事由により機械による警備が困難となった場合は、代替 警備として巡回警備を実施することも可能とする。

#### 6 警備内容

- (1) 防犯・火災異常の監視
- (2) 異常発生時の通報及び緊急措置
- (3) 警備実施の報告
- (4) その他委託者からの指示事項

#### 7 警備詳細

- (1) 防犯・火災異常の監視は、立体センサー、マグネットセンサー、防犯ブザー等により行う。
- (2) 各センサー機器の取り付け場所及び個数は、仕様書の交付を受けた者が入札公告3(1)へ申し出ることにより別途手交する図面に示す内容を基本とする。

ただし、機器の性能や建物内の既設什器類により監視エリアに死角ができる等、警備上に問題が 発生しないように考慮し変更すること。

- (3) 庁舎内のレイアウト変更等により発生する監視エリア死角への対応は、双方協議の上、速やかに対応すること。
- (4) 警備用信号が正常に通信するかを定期的に回線に信号送信することにより確認すること。
- (5) 防犯ブザーは100デシベル以上を確保すること。
- (6) 威嚇表示用ライトを庁舎外出入口付近に設置すること。
- (7) 各警備対象施設の警備標識の設置状況を確認し、整備すること。
- (8) 落札者が設置する警備機器のうち、委託者が操作する機器については、操作が簡易な専用カードタイプを採用するものとする。

#### 8 警備提供時間

(1) 開庁日の警備提供時間は、遠隔操作器のセッティング時刻からセッティング解除時刻の間とする。 なお、遠隔操作器セッティング時間は、通常17時15分から翌日8時30分までとするが、各 施設により異なるものである。

(2) 閉庁日の警備提供時間は、終日とする。

なお、閉庁日は、土日、祝日及び年末年始(令和7年12月27日から令和8年1月4日まで) である

(3) 上記時間帯以外であっても、警備機器作動中は業務を行うこととする。

#### 9 代替警備

代替警備(巡回警備)は、機械警備復旧までの間に行うものであるため、上記8(1)に示す時間帯に少なくとも2回、(2)及び(3)に示す時間帯には日中・夜間それぞれに少なくとも2回、巡回し警備にあたること。

#### 10 警備実施要領

警備業務を遂行するにあたっては、別に定める警備実施要領に従って行うこととする。

#### 11 機械警備システムの設置及び稼動開始時期

機械警備システムの設置については、落札後直ちに設置計画書を任意書式により提出の上、令和7 年4月1日から機械警備業務が遂行できるよう警備対象施設の担当者と作業日時を調整して行うこと。

\* 令和7年3月31日までは既設機械警備システムによる機械警備業務を実施するため、新設機械警備システムの設置については、既設機械警備システムによる機械警備業務に支障が生じないように併設すること。

なお、既設機械警備システムについては、令和7年4月1日以降当局の指示により、令和6年度の受託業者にて撤去工事を実施する。

\* 令和6年度の受託業者が、令和7年度の受託業者となった場合はこの限りではない。

#### 12 応札に関する注意事項

(1)機械警備システムに係る設置費用等、当該仕様書の内容を全て履行するにあたって必要となる諸 費用全てについて入札金額に含めること。

また、契約満了後の機器等の撤去についても、落札者の負担となるため入札金額に含めること。

- (2) 応札するに当たって、庁舎の現地確認を希望する場合は、広島労働局総務部総務課会計第2係まで申し出て日程調整を行うこと。
- (3) <u>入札者は、入札時に履行場所毎の金額と入札金額の積算内訳を記載した「**入札内訳書**」を提出すること。</u>

なお、様式は任意とするが、人件費や機器設置費等、できるだけ詳細な内訳書を作成の上、商号 又は名称及び住所を記載すること。

(4) 委託業務の全部又は一部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。) を含む。) に委託することはできない。

#### 13 請求及び代金の支払い

(1) 代金の請求 (請求書の提出) は、月毎の契約内容を全て履行した後、警備対象施設の検査職員による検査に合格した上で、遅滞なく下記14に提出すること。

支払いは、適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。振込手数料は、支払者が負担する。

- (2)請求書は、労働基準監督署分と公共職業安定所分(出張所を含む。)とに分けて作成すること。 請求区分は、仕様書別紙1に示す「労働基準監督署」と「公共職業安定所」のとおりである。
- (3) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名(「官署支出官 広島労働局長」とすること。)

イ 請求者の名称、所在地

- ウ 請求金額及び内訳
- エ 振込先の口座情報
- 14 問合せ先、請求書提出場所

広島労働局総務部総務課会計第2係

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館5階

## 警備対象施設一覧

官署番号	官署(庁舎)名称	所在地	庁舎構造 (階)	概算 延べ面積 (㎡)		
労·	<b>労働基準監督署 *</b> 請求区分 1					
1	福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	2	924		
2	三原労働基準監督署	三原市宮沖2-13-20	2	622		
3	尾道労働基準監督署	尾道市古浜町27-13 (尾道地方合同庁舎1階)	4	246		
4	三次労働基準監督署	三次市十日市東1-9-9	1	292		
5	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	2	601		
公	<b>共職業安定所 *</b> 請求区分 2					
6	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	2	753		
7	広島西条公共職業安定所竹原出張所	竹原市中央5-2-11	2	604		
8	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	3	1, 576		
9	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	2	605		
10	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	3	1, 597		
11	三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10	2	671		
12	三次公共職業安定所	三次市十日市東3-4-6	2	298		
13	三次公共職業安定所安芸高田出張所	安芸高田市吉田町吉田1814-5	2	445		
14	三次公共職業安定所庄原出張所	庄原市中本町1-20-1 (合同庁舎1階)	3	310		
15	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	2	847		
16	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	3	1, 181		
17	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	3	1, 726		
18	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	2	769		
19	廿日市公共職業安定所大竹出張所	大竹市白石1-18-16	2	433		

- ※1 概算延べ面積は、庁舎全体の延べ面積を記載。
  - (合同庁舎に入居する官署番号3及び14については、専有部面積を記載)。
- ※2 原則庁舎1階を警備対象とする。詳細は、別途手交する図面のとおり。
- ※3 庁舎外階段が設置される官署番号 2 及び 7 については、2 階出入口の機械警備を併せて実施する。

※4 官署番号12については、敷地内に設置する書庫の機械警備を併せて実施する。

#### 警備実施要領 (落札業者仕様により一部変更の可能性あり)

- 1 受託者(以下「乙」という。)は、警備対象施設に「警備機器」を設置し、当該機器によって感知し 送信される「異常」を受信し得る設備を、乙の管制本部に設置するものとする。
- (1)機器等は乙の所有に属し、乙は業務を遂行するために委託者(以下「甲」という。)に貸与するものとする。
- (2)機器等の設置及び契約期間満了による機器等の撤去にかかる工事経費については、乙の負担とする。
- (3)機器等の撤去に際し、取り付けの必要上警備対象施設に施された孔穴その他変更部分の原状回復の 内容及び費用負担等については、甲乙協議の上決定する。ただし、機器等の設置及び契約期間満了に よる機器等の撤去等にかかる工事に伴い、乙の責めに帰すべき事由により警備対象施設に損害を与え た場合に発生した工事経費は乙の負担とする。
- (4) 甲は、業務対象施設について増改築、新築、移転及びレイアウト変更等により、既設の警備機器等を移動、追加、変更等を必要とする場合は、変更等を実施する10日前までに文書をもって乙に通知するものとする。なお、この場合発生した工事経費は甲の負担とする。
- (5) 甲が前号の通知を怠った場合は、その変更等により生じた機器等の事故に対しては、乙は賠償の責 を負わないものとする。
- (6) 警備対象施設には、必ず警備標識を設置するものとする。
- 2 乙が設置する警備機器のうち、甲が操作する機器については、操作が簡易な専用カードタイプを採用 するものとする。
- 3 乙は、管制本部に設置された受信設備により、警備対象施設の「異常」の有無を常時監視し、異常事態が発生したことを感知したときは、警備員を速やかに現場に急行させて、異常事態の確認をするとともに、必要に応じて所轄の警察署等必要な機関に連絡し、事態の拡大防止の措置を講ずるものとする。
- 4 乙は、異常事態発生の際は、甲に速やかに電話報告するとともに、後日当該事態の状況及びその他の 詳細について文書により報告するものとする。
- 5 乙は、甲の依頼により履行状況の説明を行う義務があり、また、甲が必要とする確認資料の提出を拒むことはできない。
- 6 乙は、警報機器の正常な機能を保持するため、作動に異常を認めたときは、遅滞なく補修、交換の処置を講ずるものとする。
- 7 甲は、緊急連絡先として、あらかじめ一定数の報告受信者を定めた連絡網を乙に交付し、乙はこれにより電話報告を遅滞なく行うものとする。

甲は、緊急連絡先に変更が生じた場合、速やかに乙に書面にて通知するものとする。

8 本業務を遂行するため、甲が乙から施設の「鍵」の預託を受けた場合は、乙は甲に対して預り証を発 行し責任をもって管理するものとする。

甲は、警報機器操作のために乙から預託された「操作キー又はフェリカカード」を、責任をもって管理するものとする。

本契約の解約又は終了に際して、甲及び乙は、速やかに鍵又は操作キーもしくはフェリカカードの返還を行うものとする。

9 乙は、本業務遂行中の過失行為により生じた甲の損害について、甲に対し1事故について次の金額を限度としてその損害を賠償する責を負うものとする。

\*対人·対物賠償:10億円

10 乙は警備結果について、警備実施結果報告書(任意様式)を作成して、毎月甲に提出するものとする。 なお、警備実施結果報告書は、警備対象物件にて日々の施錠時間及び解除時間が確認できるものとす る。

## 契約書(案)

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行(以下「甲」という。)を発注者とし、〇〇〇〇(以下「乙」という。)を受注者として、甲乙両当事者は、次の条項により令和7年度広島労働局管内19施設の機械警備業務委託契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

- 第2条 甲は、乙に対して、別添2「仕様書」に記載の各労働基準監督署及び各公共職業安定所庁舎 の機械警備業務を委託するものとする。
- 2 乙は、別添 2 「仕様書」及び別添 3 「警備実施要領」に基づき、契約金額をもって期間中の業務 を完全に履行しなければならない。

(契約金額)

- 第3条 契約金額は、金円(うち、消費税及び地方消費税額円)とする。
- 2 契約金額の内訳は、別添1「契約金額内訳書」のとおりとする。

(契約期間)

第4条 令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

(契約保証金)

第5条 この契約の保証金は、免除する。

(検査)

- 第6条 乙は、1ヶ月毎の履行が完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。甲は1ヶ月毎 の履行完了の通知を受けた日から起算して10日以内に検査をするものとする。
- 2 甲が乙のなした履行内容の全部または一部が契約に違反し、または不当であることを発見したときは、甲は乙に対して、その是正又は改善を求めることができる。この場合に要する費用及びこれに伴う損害は乙が負担することとする。

(契約金額の支払)

- 第7条 乙は、前条第1項の検査に合格したときは、速やかに請求書を作成し、別添に記載の月別請求額を官署支出官広島労働局長に対し請求することとする。
- 2 官署支出官広島労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書を受理した日から30日 以内に代金を乙に支払うものとする。
- 3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を付してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第8条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する代金の 支払を遅延した場合においては、支払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息とし て乙に支払うものとする。

(損害賠償)

- 第9条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 甲は、損害を被ったときは、その事実を知った日から7日以内に書面で乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、この契約の履行に着手後、第15条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の 意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(遅滞料)

第10条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額 に対し、年3.0%の割合で計算した額とする。

(危険負担)

- 第11条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。
- 2 乙は受託期間中において天災その他避けがたい理由により、受託内容の一部を変更しなければならない場合は、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(再委託)

第12条 乙は、本契約の履行にあたり業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者 に漏らしてはならない。また、本業務が終了した場合も同様とすること。

(個人情報保護)

- 第14条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同 じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行 わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が、次にあげる場合に該当すると認められるときは、契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に 国庫に納付しなければならない。
  - (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
  - (2) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
  - (3) 正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
  - (4) 第13条の規定に違反したとき
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由

の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第16条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の 全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条 又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又 はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の 7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなけれ ばならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の指示に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定 による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課 徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第

7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知をおこなったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を 解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの 催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人 (下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び自己、又は下請負人が当該契約に 関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなけれ ばならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人 等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約 を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せ ず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除する ことができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第22条 甲は、第15条第2項、同条第3項、第18条、第19条、第21条第2項及び第24条 の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償 することは要しない。
- 2 乙は、甲が第15条第2項、同条第3項、第18条、第19条、第21条第2項及び第24条の 規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものと する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け 又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超 過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第26条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日 を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲 に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反

社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

- 第28条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙 協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に係る一切の紛争については広島地方裁判所を第一審 の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条、第9条、第10条、第13条、第 15条第2項、第17条、第20条、第22条、第25条、前条及び本条はなお有効に存続す るものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

## 契約金額内訳表

No.	官署(庁舎)名称	月額	年額			
労賃	<b>労働基準監督署 *</b> 請求区分 1					
1	福山労働基準監督署		0			
2	三原労働基準監督署		0			
3	尾道労働基準監督署		0			
4	三次労働基準監督署		0			
5	広島北労働基準監督署		0			
公共	<b>職業安定所 *</b> 請求区分 2					
6	広島西条公共職業安定所		0			
7	広島西条公共職業安定所竹原出張所		0			
8	呉公共職業安定所		0			
9	尾道公共職業安定所		0			
10	福山公共職業安定所		0			
11	三原公共職業安定所		0			
12	三次公共職業安定所		0			
13	三次公共職業安定所安芸高田出張所		0			
14	三次公共職業安定所庄原出張所		0			
15	可部公共職業安定所		0			
16	府中公共職業安定所		0			
17	広島東公共職業安定所		0			
18	廿日市公共職業安定所		0			
19	廿日市公共職業安定所大竹出張所		0			
	消費税	0	0			
	合計	0	0			

## 仕 様 書

#### 1 契約件名

令和7年度広島労働局管内19施設における機械警備業務委託

#### 2 目的

広島労働局管内の労働基準監督署及び公共職業安定所庁舎について、閉庁時間帯における不法侵入 及び盗難防止等のセキュリティ対策を講じるための機械警備業務システムを構築することを目的とす る。

#### 3 警備対象施設

広島労働局管内19か所の各労働基準監督署、各公共職業安定所及び同出張所 詳細は、仕様書別紙1「警備対象施設一覧」のとおり。

#### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 5 警備方法

機械警備システムとする。

機械警備実施場所は、仕様書別紙1「警備対象施設一覧」のとおり。

なお、同システムの不具合等やむを得ない事由により機械による警備が困難となった場合は、代替 警備として巡回警備を実施することも可能とする。

#### 6 警備内容

- (1) 防犯・火災異常の監視
- (2) 異常発生時の通報及び緊急措置
- (3) 警備実施の報告
- (4) その他委託者からの指示事項

#### 7 警備詳細

- (1) 防犯・火災異常の監視は、立体センサー、マグネットセンサー、防犯ブザー等により行う。
- (2) 各センサー機器の取り付け場所及び個数は、仕様書の交付を受けた者が入札公告3 (1) へ申し出ることにより別途手交する図面に示す内容を基本とする。

ただし、機器の性能や建物内の既設什器類により監視エリアに死角ができる等、警備上に問題が 発生しないように考慮し変更すること。

- (3) 庁舎内のレイアウト変更等により発生する監視エリア死角への対応は、双方協議の上、速やかに対応すること。
- (4) 警備用信号が正常に通信するかを定期的に回線に信号送信することにより確認すること。
- (5) 防犯ブザーは100デシベル以上を確保すること。
- (6) 威嚇表示用ライトを庁舎外出入口付近に設置すること。
- (7) 各警備対象施設の警備標識の設置状況を確認し、整備すること。
- (8) 落札者が設置する警備機器のうち、委託者が操作する機器については、操作が簡易な専用カードタイプを採用するものとする。

#### 8 警備提供時間

(1) 開庁日の警備提供時間は、遠隔操作器のセッティング時刻からセッティング解除時刻の間とする。 なお、遠隔操作器セッティング時間は、通常17時15分から翌日8時30分までとするが、各 施設により異なるものである。

(2) 閉庁日の警備提供時間は、終日とする。

なお、閉庁日は、土日、祝日及び年末年始(令和7年12月27日から令和8年1月4日まで) である。

(3) 上記時間帯以外であっても、警備機器作動中は業務を行うこととする。

#### 9 代替警備

代替警備(巡回警備)は、機械警備復旧までの間に行うものであるため、上記8(1)に示す時間帯に少なくとも2回、(2)及び(3)に示す時間帯には日中・夜間それぞれに少なくとも2回、巡回し警備にあたること。

#### 10 警備実施要領

警備業務を遂行するにあたっては、別に定める警備実施要領に従って行うこととする。

#### 11 機械警備システムの設置及び稼動開始時期

機械警備システムの設置については、落札後直ちに設置計画書を任意書式により提出の上、令和7 年4月1日から機械警備業務が遂行できるよう警備対象施設の担当者と作業日時を調整して行うこと。

\* 令和7年3月31日までは既設機械警備システムによる機械警備業務を実施するため、新設機械警備システムの設置については、既設機械警備システムによる機械警備業務に支障が生じないように併設すること。

なお、既設機械警備システムについては、令和7年4月1日以降当局の指示により、令和6年度の受託業者にて撤去工事を実施する。

\* 令和6年度の受託業者が、令和7年度の受託業者となった場合はこの限りではない。

#### 12 注意事項

委託業務の全部又は一部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

#### 13 請求及び代金の支払い

(1) 代金の請求 (請求書の提出) は、月毎の契約内容を全て履行した後、警備対象施設の検査職員による検査に合格した上で、遅滞なく下記14に提出すること。

支払いは、適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。振込手数料は、支払者が負担する。

- (2) 請求書は、労働基準監督署分と公共職業安定所分(出張所を含む。)とに分けて作成すること。 請求区分は、仕様書別紙1に示す「労働基準監督署」と「公共職業安定所」のとおりである。
- (3) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名(「官署支出官 広島労働局長」とすること。)

- イ 請求者の名称、所在地
- ウ 請求金額及び内訳
- エ 振込先の口座情報

#### 14 問合せ先、請求書提出場所

広島労働局総務部総務課会計第2係

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館5階

## 警備対象施設一覧

官署番号	官署(庁舎)名称	所在地	庁舎構造 (階)	概算 延べ面積 (㎡)		
労·	<b>労働基準監督署 *</b> 請求区分 1					
1	福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	2	924		
2	三原労働基準監督署	三原市宮沖2-13-20	2	622		
3	尾道労働基準監督署	尾道市古浜町27-13 (尾道地方合同庁舎1階)	4	246		
4	三次労働基準監督署	三次市十日市東1-9-9	1	292		
5	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	2	601		
公	<b>共職業安定所 *</b> 請求区分 2					
6	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	2	753		
7	広島西条公共職業安定所竹原出張所	竹原市中央5-2-11	2	604		
8	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	3	1, 576		
9	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	2	605		
10	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	3	1, 597		
11	三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10	2	671		
12	三次公共職業安定所	三次市十日市東3-4-6	2	298		
13	三次公共職業安定所安芸高田出張所	安芸高田市吉田町吉田1814-5	2	445		
14	三次公共職業安定所庄原出張所	庄原市中本町1-20-1 (合同庁舎1階)	3	310		
15	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	2	847		
16	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	3	1, 181		
17	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	3	1, 726		
18	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	2	769		
19	廿日市公共職業安定所大竹出張所	大竹市白石1-18-16	2	433		

- ※1 概算延べ面積は、庁舎全体の延べ面積を記載。
  - (合同庁舎に入居する官署番号3及び14については、専有部面積を記載)。
- ※2 原則庁舎1階を警備対象とする。詳細は、別途手交する図面のとおり。
- ※3 庁舎外階段が設置される官署番号 2 及び 7 については、2 階出入口の機械警備を併せて実施する。

※4 官署番号12については、敷地内に設置する書庫の機械警備を併せて実施する。

#### 警備実施要領 (落札業者仕様により一部変更の可能性あり)

- 1 受託者(以下「乙」という。)は、警備対象施設に「警備機器」を設置し、当該機器によって感知し 送信される「異常」を受信し得る設備を、乙の管制本部に設置するものとする。
- (1)機器等は乙の所有に属し、乙は業務を遂行するために委託者(以下「甲」という。)に貸与するものとする。
- (2)機器等の設置及び契約期間満了による機器等の撤去にかかる工事経費については、乙の負担とする。
- (3)機器等の撤去に際し、取り付けの必要上警備対象施設に施された孔穴その他変更部分の原状回復の 内容及び費用負担等については、甲乙協議の上決定する。ただし、機器等の設置及び契約期間満了に よる機器等の撤去等にかかる工事に伴い、乙の責めに帰すべき事由により警備対象施設に損害を与え た場合に発生した工事経費は乙の負担とする。
- (4) 甲は、業務対象施設について増改築、新築、移転及びレイアウト変更等により、既設の警備機器等を移動、追加、変更等を必要とする場合は、変更等を実施する10日前までに文書をもって乙に通知するものとする。なお、この場合発生した工事経費は甲の負担とする。
- (5) 甲が前号の通知を怠った場合は、その変更等により生じた機器等の事故に対しては、乙は賠償の責 を負わないものとする。
- (6) 警備対象施設には、必ず警備標識を設置するものとする。
- 2 乙が設置する警備機器のうち、甲が操作する機器については、操作が簡易な専用カードタイプを採用 するものとする。
- 3 乙は、管制本部に設置された受信設備により、警備対象施設の「異常」の有無を常時監視し、異常事態が発生したことを感知したときは、警備員を速やかに現場に急行させて、異常事態の確認をするとともに、必要に応じて所轄の警察署等必要な機関に連絡し、事態の拡大防止の措置を講ずるものとする。
- 4 乙は、異常事態発生の際は、甲に速やかに電話報告するとともに、後日当該事態の状況及びその他の 詳細について文書により報告するものとする。
- 5 乙は、甲の依頼により履行状況の説明を行う義務があり、また、甲が必要とする確認資料の提出を拒むことはできない。
- 6 乙は、警報機器の正常な機能を保持するため、作動に異常を認めたときは、遅滞なく補修、交換の処置を講ずるものとする。
- 7 甲は、緊急連絡先として、あらかじめ一定数の報告受信者を定めた連絡網を乙に交付し、乙はこれにより電話報告を遅滞なく行うものとする。

甲は、緊急連絡先に変更が生じた場合、速やかに乙に書面にて通知するものとする。

8 本業務を遂行するため、甲が乙から施設の「鍵」の預託を受けた場合は、乙は甲に対して預り証を発 行し責任をもって管理するものとする。

甲は、警報機器操作のために乙から預託された「操作キー又はフェリカカード」を、責任をもって管理するものとする。

本契約の解約又は終了に際して、甲及び乙は、速やかに鍵又は操作キーもしくはフェリカカードの返還を行うものとする。

9 乙は、本業務遂行中の過失行為により生じた甲の損害について、甲に対し1事故について次の金額を限度としてその損害を賠償する責を負うものとする。

\*対人·対物賠償:10億円

10 乙は警備結果について、警備実施結果報告書(任意様式)を作成して、毎月甲に提出するものとする。 なお、警備実施結果報告書は、警備対象物件にて日々の施錠時間及び解除時間が確認できるものとす る。